

## 会 議 録

会議の名称	平成30年度 第1回本庄市都市計画審議会
開催日時	平成30年 6月25日(月) 午後 1時28分から 午後 3時06分まで
開催場所	本庄市役所 504会議室
出席者	(委員) 田中 護委員、立石 茂則委員、中川 勲委員、横尾 巧委員 巴 高志委員、小暮 ちえ子委員、堀口 伊代子委員、 岩崎 信裕委員、小林 猛委員、 大儀 健一委員(代理 中島副所長)、吉村 正則委員、 砂原 誠一委員、前川 博昭委員、茂木 達郎委員  (事務局) 浜谷都市整備部長、青木都市整備部次長、 菑塚参事兼都市計画課長、中村課長補佐兼計画係長、 斉藤課長補佐兼市街地整備係長、岩崎主査、新井主査、 高群主査、大井主任、矢本主事補
欠席者	田端 講一委員
議題 (次第)	次第1 開会 次第2 委嘱状交付 次第3 会長選出 次第4 職務代理者指名 次第5 会長及び職務代理者挨拶 次第6 諮問及び市長挨拶 次第7 議事 次第8 その他 次第9 閉会
配付資料	・ 次第、座席表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書 ・ 議案説明資料 本庄都市計画地区計画の変更について ・ 報告資料1 本庄新都心地区の今後のまちづくりについて ・ 報告資料2 本庄新都心地区位置図 ・ 報告資料3 新田原本田地区地域整備計画(素案) ・ 参考資料 本庄市都市計画審議会参考資料集
その他特記事項	
主管課	都市整備部 都市計画課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局(課長)	<p>本日はお忙しいなか、平成30年度第1回本庄市都市計画審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は本日の進行を努めさせていただきます、都市計画課長の葦塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今回の審議会につきましては、平成30年4月1日の委員改選後、初めての審議会でございます。このため、審議会の会長がまだ選出されておられないので、会長が決まりますまでの間、私が進行を務めさせていただきます。</p> <p>なお、本審議会は平成29年12月11日に施行されました本庄市都市計画審議会規則第2条に基づきまして、審議会を公開といたします。</p> <p>また、同規則第3条に基づき、本審議会の開催予定を市のホームページにて公表し、審議会の傍聴についてご案内したところ、今回は傍聴の申し込みはございませんでしたので、ご報告させていただきます。</p> <p>また、本審議会は会議録作成のため、録音させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず始めに、本庄市長より皆様へ委嘱状を交付させていただきます。</p>
	(市長より委嘱状を交付)
事務局(課長)	続きまして、委員の皆様のご紹介を事務局よりさせていただきます。
	(委員の紹介)
事務局(課長)	続きまして、事務局の自己紹介をいたします。
	(事務局の自己紹介)
事務局(課長)	続きまして、ここで本審議会の会長の選出についてお諮りいたしたいと存じます。会長の選出につきましては、本庄市都市計画審議会条例第5条第1項により、第3条第1項1号の「識見を有する者」の委員のうちから、選挙によってこれを定めるものとされております。いかが取り計らったらよろしいでしょうか。ご意見等がございましたら、お願いいたします。
小林委員	今までの経緯等を説明していただいて、今までの経緯を基に決めていただければと思います。
立石委員	前回会長に就任していただいていた田中委員に今回もお願いできればと思います。
横尾委員	私もただいまのご意見に賛成でございます。田中委員を前回に引き続き、会長に推薦いたします。よろしくお願いいたします。
事務局(課長)	<p>ただいま、皆様から田中委員さんの会長就任につきましてご意見がございました。いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。よろしいようであれば、ここでもう一度皆様の拍</p>

	<p>手をもって、田中委員さんの会長就任について、ご承認をいただきたいと存じます。</p> <p>(拍手)</p> <p>ありがとうございました。それでは、ご承認をいただきましてので、田中委員さんに会長をお願いしたいと存じます。田中委員よろしいでしょうか。</p>
田中委員	<p>受けさせていただきます。</p> <p>(会長席に移動)</p>
事務局(課長)	<p>続きまして、審議会条例第5条第3項の規定では「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」とされております。つきましては、会長の職務代理者を、会長からご指名をいただきたいと存じます。</p>
田中会長	<p>ただいま事務局より、私の職務代理者就任についてお話しがありました。どなたに職務代理者をお願いするかというお話しでございますが、私も前回に引き続き会長に就任させていただいておりますので、職務代理者につきましても、前回に引き続き岩崎委員にお願いできればと存じますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議がないようですので、岩崎委員にお願いできればと存じますが、岩崎委員よろしいでしょうか。</p>
岩崎委員	<p>受けさせていただきます。</p>
事務局(課長)	<p>それでは、岩崎委員に職務代理者をお願いしたいと存じます。ありがとうございました。</p> <p>ここで、会長及び職務代理者が決定いたしましたので、それぞれお二人からご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
田中会長	<p>田中でございます。前回に引き続きまして会長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をいただきまして、市長から諮問のありました議案につきまして、適切な答申を行ってまいりたいと存じますので、どうぞご協力をお願いいたします。</p>
岩崎委員	<p>岩崎でございます。よろしく願いいたします。会長を助け、皆様と共に職務に邁進していくつもりでございますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局(課長)	<p>ありがとうございました。続きまして、吉田市長から田中会長に諮問をさせていただきます。</p>
吉田市長	<p>本庄市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。</p> <p>1. 本庄都市計画地区計画の変更について(本庄市決定)</p> <p>以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>(市長が諮問書を読み上げ、会長に諮問書を渡す)</p>

事務局(課長)	<p>ありがとうございました。 それではここで吉田市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
吉田市長	<p>皆様それぞれご多用の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、本日は委員改選後初めての都市計画審議会でございます。先ほど委嘱状を交付させていただいたところでございますが、引き続き、また、新たな委員として選任された方々もいらっしゃるわけではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>昨年度2回にわたって立地適正化計画について審議をいただいたところでございまして、こちらにつきましては、30年の3月に無事完成をしたわけでございます。完成といってもこれからが大事でございまして、本計画につきましては、人口減少や高齢化が急速に進行するなか、まちなかが大変なスポンジ化している状況があるわけでございます。こういったなかで集約化の都市構造を構築しまして、持続可能なまちづくりを行っていくという事で、まちなか再生を重点に掲げた計画であるわけでございます。</p> <p>さて、本日の議事でございますけれども、審議事項が「本庄都市計画地区計画の変更について」、そして報告事項が「新田原本田地区地域整備計画(素案)について」となっております。</p> <p>新田原本田地区につきましては、皆様にご案内のとおり、本庄早稲田駅周辺のまちづくりを進めるにあたって、当初大変大規模な都市計画がなされて、土地区画整理事業を約150haほどで実施する計画がございましたが、実際は諸般の事情で土地区画整理事業が現在の本庄早稲田地域、早稲田の杜というかたちでそちらに限定されたわけでございます。それ以外の3つの地域につきましては、それぞれ3つの地区計画を創りまして、まちづくりを進めていこうというかたちになりました。地元の協議会、各種関係機関の皆様と協議をさせていただきまして、色々な方法を検討をした結果、土地区画整理事業に代わる手法で、まちづくりを進めていくという方向となったために、その計画の素案を皆様方に報告させていただきたいと考えております。</p> <p>審議事項、そして報告事項、皆様方から忌憚のないご意見をいただきながら、慎重なご審議を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。</p>
事務局(課長)	<p>ありがとうございました。ここで大変恐縮でございますが、市長はこの後、別の公務がございまして、ここで退席とさせていただきます。</p> <p>(市長退席)</p> <p>それでは、これからの進行につきましては、田中会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
田中会長	<p>次の議事に進む前に、関係行政機関又は埼玉県の職員として選出されました大宮国道事務所長、本庄県土整備事務所長の代理出席についてお諮りしま</p>

	<p>す。審議会は諮問機関である事から、委員は個人的識見に基づいて選任されていると考えられます。しかし、これらの役職にある方の場合は、個人的識見よりはその機関の組織としての意見を求められていると考えられます。諸々の都合により本人が出席できないなどの場合もあるかと思われしますので、代理出席を認める事としたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、関係行政機関から選出の委員について、代理人の出席を認める事に皆様の同意が得られたという事で、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、審議会条例第9条は、この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める事となっておりますので、この代理出席の件は第9条により定める事としたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆様の同意が得られましたので、代理出席の件は審議会条例第9条により定めたものといたします。</p> <p>続きまして、本審議会の会議録の公表につきましては、平成29年12月11日に施行された、本庄市都市計画審議会規則の第5条に基づき、市のホームページにより、公表する事になります。</p> <p>また、審議会における発言者の氏名につきましては、名字のみ公表となりますので、ご承知おきください。</p> <p>それでは、当審議会が開会に必要な定数に足りているか、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局(課長)	<p>審議会条例第6条第2項では審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開く事ができないと規定されております。本日まで出席いただいております委員さんは15名中現在14名でございます。定数に足りている事をご報告申し上げます。</p>
田中会長	<p>ありがとうございます。次に本日の配付資料の確認を事務局からお願いいたします。</p>
	<p>(配付資料の確認)</p>
田中会長	<p>それでは議事に移ります。本日諮問のありました議案第1号本庄都市計画地区計画の変更について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(議案書、議案説明資料を基に説明)</p> <p>本日の議案第1号、「本庄都市計画地区計画の変更について」でございます。変更となります地区については、本庄いまい台産業団地地区及び本庄早稲田駅周辺地区となります。</p> <p>地区計画という都市計画の制度でございますが、地区計画は地区の特性に合わせまして、より細かく建築物の用途や公共施設の配置などを定めることができる制度でございます。</p> <p>今回の地区計画の変更でございますけれども、都市緑地法等の一部を改正</p>

	<p>する法律が施行されまして、これにより都市計画法及び建築基準法が一部改正されました事から、これらに対応するために変更をするものでございます。</p> <p>本庄都市計画地区計画の変更について、1点目でございますが、都市計画法におきまして、田園住居地域の創設がございました。住居系用途地域の一類型として、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住居にかかる良好な住宅環境を保護するための地域といたしまして、新たに田園住居地域というものが創設されたものであります。用途地域はこれまで12の区分がございましたが、これに新たに田園住居地域が加わったものでございます。</p> <p>2点目といたしまして、建築基準法別表第2の項ずれ等でございます。建築基準法別表第2の用途地域内の建築物の制限について、(ち)項の部分に田園住居地域が追加されたものでございます。この表はそれぞれの用途地域において、どのような建築物が建てられるか、建てられないかといったものをまとめております。また、建築基準法施行令におきましても、条ずれが生じましたほか、用字の整理が行われました。今回の変更につきましては、このような項ずれ等に対応するための変更となっております。地区計画の内容等に変更は生じません。</p> <p>続きまして、議案書の2ページの新旧対照表でございます。具体的な地区計画の変更箇所について、右側に変更前、左側に変更後として記載をさせていただきます。</p> <p>まず、いまい台産業団地地区地区計画の変更箇所でございますが、A地区の建築物等における用途地域等の制限におきまして、用字の整理に合わせまして「レディミクストコンクリート」を「レディーミクストコンクリート」へ変更します。用字の変更となりますので、制限の内容に変更はございません。</p> <p>続きまして、本庄早稲田駅周辺地区地区計画の変更箇所でございますが、こちらも建築物等の用途の制限に係る注記の変更でございます。A1地区におきましては、風俗施設等の定義をするために引用してございます「建築基準法施行令第130条の9の3」を「130条の9の5」に変更いたします。</p> <p>また、C1、C2、C3地区における建築物等の用途の制限にかかる注記につきましては、建築基準法別表第2の「(り)項」を「(ぬ)項」へ、「(わ)項」を「(か)項」へ変更するものでございます。申し上げましたとおり、この変更により地区計画等の建築物等の用途の制限の内容に変更はございません。</p> <p>以上で議案第1号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>田中会長</p>	<p>ただ今事務局から説明を受けましたが、今回の地区計画の変更は、都市緑地法の一部を改正する法律により、建築基準法が一部改正された事から、こ</p>

	<p>れに伴う項ずれや用字の変更をするものであり、地区計画の内容に変更はございません。</p> <p>事務局の説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。</p>
前川委員	<p>結局のところ、何も変わらないという事でしょうか。</p>
田中会長	<p>形式的な変更等のため、内容に変更はないという事でよろしいですか。</p>
事務局	<p>そのとおりでございます。</p>
横尾委員	<p>用途地域が12に分かれています。今回の田園住居地域が創設された事で、どの辺りが田園住居地域になるのですか。</p>
事務局	<p>本市では、まだ田園住居地域の指定はしてございません。田園住居地域は創設されたばかりの制度でございますので、今後、本市として用途地域指定を検討していく可能性はございますが、現時点ではございません。</p>
田中会長	<p>ほかにご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>(意見・質問等なし)</p> <p>質疑もないようですので、ここで質疑を終結したいと思います。</p> <p>それではお諮りいたします。ただいま説明を受けた議案について、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第1号について、賛成するとして答申する事に決定いたしました。</p>
田中会長	<p>続きまして、報告事項第1号「新田原本田地区地域整備計画(素案)について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(報告資料1、2、3を基に説明)</p> <p>報告事項第1号「新田原本田地区地域整備計画(素案)」について説明させていただきます。</p> <p>本庄新都心地区は、平成15年3月に地区全体の約154haについて、市街化区域編入及び土地区画整理事業施行区域が都市計画決定され、「地域振興整備公団」を施行者として事業化を進めておりましたが、国の特殊法人改革により「地域振興整備公団」が「UR都市機構」へ再編されたことに伴い、事業の施行規模が約65haに縮小されました。平成18年9月には、縮小された約65haを先行整備区域として土地区画整理事業の認可を受け、「本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業」がUR都市機構により施行され、平成26年3月に換地処分を迎え事業完了となりました。当初の事業化予定区域であった約154haのうち、現在、事業未着手の「新田原本田地区」、「東富田久下塚地区」、「栗崎地区」の3地区については、既存の集落地が大きな面積を占め、道路や土地利用の状況等もそれぞれ異なっています。このため、それぞれの地区に関係権利者や自治会の代表者を委員とする「まちづくり協議会」を設置し、各地区の特性に応じたまちづくりについて協議を行ってまいりました。</p>

	<p>今回の対象地区である「新田原本田地区」については、平成21年度にまちづくり方針(案)を作成するなど、土地区画整理事業以外の手法によるまちづくりの検討を行い、地権者向けのアンケートによる意向調査や地区の一部について土地区画整理事業の可能性の検討を行いました。高い減歩率が予想されること、アンケート結果でも土地区画整理事業を望まない意見が多数あったことから、従来の土地区画整理事業で整備することは難しいとの結論に達しました。</p> <p>今回、埼玉県が策定した「長期未着手土地区画整理事業区域に係る市街地整備指針」に基づき、「新田原本田地区地域整備計画」を策定し、土地区画整理事業に替わる新たな手法として、地区計画を取り入れたまちづくりを推進していきます。</p>
田中会長	事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問などございますか。
小林委員	報告資料1の2ページにあります袋路状道路の解消について、どのように考えているかという話と、過去に解消された例があれば、その話を伺いたいです。報告資料3の5ページ、12ページの図面において、4m道路と6m道路の色分けが若干見づらいです。茶色と紫色を使用していますが、18ページになるとまた色が変わっていて、こちらは色が分かりやすいのですが、この色分けは分かりやすい方になぜ統一されなかったのか、理由の説明をお願いします。
事務局	袋路状道路の解消につきましては、埼玉県の指針におきまして、原則として通り抜けができる道路が求められております。そのため、地区内に開発の技術基準を満たしていない道路につきましては、道路事業等により市の方で通り抜けができるような整備方針の計画を考えまして、解消をしていくように検討をしております。
田中会長	具体的にどの辺りが袋路状道路であるか、示していただければ分かりやすいと思います。
事務局	袋路状道路につきましては、5ページの図4において、北泉小学校の少し上側の緑色のクランク状の道路が、課題となっている袋路状道路でございます。
田中会長	この袋路状道路をどのように整備をしていくのですか。
事務局	<p>こちらの袋路状道路の現況は畑にある馬入れのような、舗装もされていない道路でございます。今の行き止まりとなっている道路をそのまま延長させて、既存の道路とつなげる事も考えられますが、周辺がまとまった農地になっているため、一体的な土地利用ができる可能性があるところでございます。地権者の意向もございますが、今後の土地利用の状況によって道路の付け替えや道路認定の廃止等を含めて、様々なパターンを検討して整備手法を考えてまいりたいと存じます。</p> <p>18ページの図11につきましては、今後拡幅をしていく道路として、少</p>

	<p>し色を強調し、分かりやすい水色を採用しております。ご指摘をいただきました茶色と紫色で分けた箇所につきましては、今後計画を創り上げていくなかで、分かりやすいようなかたちで作成させていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。</p>
田中会長	<p>12ページは現況で、18ページは計画という事ですか。</p>
事務局	<p>12ページの図9は現況でございますが、18ページの図11は今後拡幅をしていく道路として、点線で拡幅道路として示させていただいてるほか、今後この幅員になるという事で、水色で着色をさせていただいております。</p>
事務局(課長)	<p>大変貴重なご意見ありがとうございます。資料を確認させていただきまして、茶色と紫色が見づらいかたちになっており、18ページの図11につきましては着色が変わっておりますので、統一いたしまして見やすいように変えさせていただきたいと思っております。</p> <p>袋路状道路につきましては、現状でどうするということころまでは至りませんが、21、22、23ページにおいて、路線名を記載させていただくなかで、このようなかたちで整備を進めていきたいという事でまとめさせていただいております。先ほどのクランク状は市道8291号線というかたちで、この辺りの整備手法につきましては今後の開発行為等に合わせまして、一体的な整備を検討しております。まだ案という状態ではございますが、まとめさせていただいております。</p>
田中会長	<p>ほかにご意見、ご質問などございますか。</p>
砂原委員	<p>素案の19ページの整備方針、整備手法の下から2行目の「2. 地区北側のまとまった空地については、市民文化会館西側の道路が途切れないよう、開発行為時に合わせ整備されるよう開発行為者等と協議・調整します」と記載があります。この協議・調整状況がどのようになっているか、具体的に話し合いが進んでいるかどうか教えていただきたい。市民文化会館の前の道路を西側へ本庄総合病院さんの駐車場となっているところを抜いて、西側の市道につけるという事ですか。ぜひ、それを具体化してほしいという個人的な意見ではございますが、具体的にはどのような状況なのでしょう。</p>
事務局	<p>今のところ、市民文化会館西側のまとまった土地につきましては、本庄総合病院さんが駐車場として利用している土地でございますが、具体的な開発等の協議は進んでおりません。この区域一帯は本庄総合病院さんの敷地でございますので、この道路の形状につきましても、これで固まったものではございませんが、今後、本庄総合病院さんの方で何らかの開発行為等があった場合の道路づけ等を考えたなかで、よいネットワークが形成できるよう調整を進めていきたいと考えております。</p>
前川委員	<p>この区域は本庄早稲田駅の区域の一環であります。本庄早稲田との連動性はどのように考えていますか。</p> <p>また、道路については、本庄早稲田駅から直結する道路のようなかたちで、</p>

	<p>本庄早稲田の杜の計画との連動が見受けられないように感じます。</p> <p>今後の事を考えるのであれば、このエリアは本庄早稲田の地域になると思われるので、我々の下の世代になるかと思われませんが、地域の皆様が貴重な地域として利用されると考えられます。私も本庄早稲田駅を利用しております、非常に便利であると感じています。東京まで50分で行けますし、住宅地域等を考えれば、東京まで行かれる方々にとっては貴重な土地であると思われます。未来を見据え、もう少し広い目で見て欲しいです。ワークショップ等でそのような話しが挙がりませんでしたか。</p>
事務局	<p>まず、154haの1番大きな部分で見ますと、都市計画道路という大きな道路が通っております。幹線道路といたしましては、本庄駅から早稲田駅の方に向かう中央通り線という道路がございます。こちらが主軸となるような南北の幹線道路でございます。東西の主軸といたしましては、東西通り線が国道462号から市境の方まで通っており、幅員が27mとなっております。事前に配付いたしました議案書の19ページに記載がございますが、こちらがこの地区周辺のメインとなる都市計画道路であり、幹線道路の図面となっております。地元の自治会等とワークショップ等を通じて今回の計画を作成してありますが、幹線道路につきましては、まずは新田原通り、十間通り線について造っていく予定です。地元との話し合いになるのですが、一部防災上必要な道路につきましては、6mで整備をさせていただきたいと考えております。</p> <p>ご意見をいただきました、本庄早稲田の土地区画整理事業が完了している箇所との連動性につきましては、地元とのワークショップ等の結果を踏まえながら、まちづくりを行っていきたくと考えております。</p>
前川委員	<p>今のままがよいという意見は資料で読み取れるのですが、ワークショップでは地元の皆様はどのようなご意見を出されていますか。</p>
事務局	<p>基本的には現在の住環境の維持を望まれている意見が多数挙がっております。現在、整備を行っております新田原通り線につきましては、中学校の通学路になっていることから、早急に整備をしていただきたいという意見が挙がっております。また、北泉小学校の北側にごございます道路が通学路として使われているのですが、見通しが悪いので、そのような危険な箇所につきましては解消していただきたいという意見もございます。個別の話しになりますが、下水道を整備して欲しいという意見も挙がっております。ワークショップは2回開催いたしまして、まちづくり協議会の委員の皆様と地権者の方々に公募をかけまして、お集まりいただいた約15名程の人数ですが、そのなかでご意見をいただきながら、地元の素案として今回計画を作成をさせていただきました。</p>
前川委員	<p>地元の皆様の意見を優先されるのですか。</p>
事務局	<p>地元のご意見をいただいたなかで、市としても県指針と照らし合わせまし</p>

	て、可能な事につきましては素案に入れさせていただいています。
小暮委員	<p>報告資料の18ページにおいて、計画の地域内というよりは地域との接合部分の話になるのですが、図11の県道本庄寄居線の北泉小学校の水色と黄色が交差している部分について、この交差点の接合部分を上手くいくようにという話がワークショップ、あるいは地元から挙がりませんでしたでしょうか。</p> <p>なぜかと言いますと、防災上と話しがございましたが、7分団の車庫がある事を考えると、接合部分を通りやすいようにした方がよいのではないかと見たものですから、そのあたりのご意見の出具合を教えてくださいませんか。</p>
事務局	<p>交差点の箇所につきましては、渋滞が発生しているというご意見を数名の方からいただいております。こちらにつきましては、道路整備とは異なりますが、信号が変わるタイミング等を変える事で渋滞を緩和できるのではないかとという話が、埼玉県の方で県警に相談している旨の話を伺っているところでございます。</p> <p>計画につきましては、小暮委員のおっしゃるとおりであり、課題としてあるものではございますが、あくまでこの計画につきましては、防災上県の指針で示しております課題の解消に位置づけております。これにつきましては、区域外の本庄総合公園からの道路の関係であったり、県道本庄寄居線の道路の一部でもありますので、今回の計画とは別に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p>
小暮委員	<p>ご説明ありがとうございました。計画とは違うという話は理解しておりますが、この地域だけの計画では済む問題ではないので、もう少し高みから見た時にどうなのかという事をご検討いただきながら、進めていただきたいと思います。</p>
事務局(課長)	<p>小暮委員のご意見を踏まえ、この辺りにつきましては担当する課と協議を進め、引き続き検討させていただきたいと思っております。</p>
茂木委員	<p>資料1ですが、土地区画整理事業が終わった地域については、昔の田んぼであった場所だと思われまます。地権者のアンケートで土地区画整理事業を望まないという意見が多数とありますが、事業を始める時に新田原本田地区だけでなく、東富田久下塚地区あるいは栗崎地区においても、どのように進められたのでしょうか。アンケートを取ったりしたのでしょうか。そもそもこの計画自体が無理であったのか、UR都市機構が組織を改革したためにこうなったのかは分かりませんが、この計画全体で居住地がある区域において、土地区画整理事業を望まないから外すとありますが、他の地区の現状はどうなっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的には駅周辺の土地区画整理事業が完了した段階で残った3地区について、駅周辺の土地区画整理事業の減歩率が約4割あるなかで、各地区ご</p>

	<p>とに土地区画整理事業を行うのは難しいという事で、平成21年頃に各地区のまちづくり協議会において検討がされております。現道を活用して、あまり移転が生じないように道路整備をする手法でまちづくりを進めるという事で、各まちづくり団体で話し合いがされたと同っております。県指針に示されたなかで、まずは新田原本田地区について、先行的に土地区画整理事業に代わるまちづくりの手法として、この地域整備計画を作成し、地区計画などのまちづくりのルールを定めて、現在進めている状況でございます。</p>
茂木委員	<p>住民の方々が反対されたらこの計画は無くなるという事でしょうか。当初はこの区域全体において土地区画整理事業を実施する予定であったと同っておりますが、反対意見等はあったのでしょうか。</p>
事務局	<p>当初は全体の154haを一気に土地区画整理事業を行うという計画で事業化を進めており、地元の方々の協力書をいただきながら進めておりました。概ねの地権者の方々から協力書をいただきまして、当時の地域振興整備公団が事業者となりまして、平成16年頃から事業化を進めていた経緯でございます。</p>
事務局(課長)	<p>補足でございますが、当初は154haという事で、この地区全体を土地区画整理事業を行うかたちで進んでおりまして、地域の皆様にも同意書を取らせていただきました。ほぼ全体の皆様に土地区画整理事業の同意をいただいたなかで事業を進めておりましたが、国の改革がございまして、土地区画整理事業を154ha実施する事が困難になったために、まずは65haに縮小するかたちで土地区画整理事業を完成させました。そこで残った地区をどのようにするかという事で、現在の段階に入っております。地権者の皆様も土地区画整理事業を望まないという事で記載はございますが、なかなか難しいというのが正直なところでございます。当初の154haで土地区画整理事業を行うという事で道路等の計画を練っておりましたので、分断されてしまうと、単体での土地区画整理事業は難しい面がございまして、それでは土地区画整理事業に代わる手法は何かという事で検討を重ねましたところ、今回の地区計画等を用いて、よりよいまちづくりをしていったらどうかという事で、地域の皆様や埼玉県、様々な関係機関と協議をしたなかで、現時点でまとまった素案というのが、本日ご報告させていただいたものでございます。</p> <p>皆様が土地区画整理事業に反対・賛成という事ではなく、新田原本田地区等の3地区でよりよいまちづくりをしていきたいという方針で、まちづくりをどうしたらよいかという事を考えているのが、現状でございます。</p>
田中会長	<p>ほかにご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>(意見・質問等なし)</p> <p>それでは議事が終わりましたので、私は議長のを解かせていただきまして、事務局へ司会進行をお戻しいたします。ありがとうございました。</p>
事務局(課長)	<p>ありがとうございました。それでは「その他」という事で、事務局からご</p>

	連絡いたします。
事務局	<p>それでは今後予定している都市計画の変更等につきまして説明させていただきます。</p> <p>まずは、児玉都市計画区域のおけます都市計画道路駅前通線につきまして、路線につきましてはJR八高線児玉駅から、現在の児玉総合支所前の役場前通線までの区間のうち、国道462号の旧かまやスーパーの交差点から役場前通線までの市道認定区間である約220mにおいて、平成28年に今後見直しを行っていく路線に指定された事により、平成29年11月19日に地元説明会を開催いたしました。関係する皆様に、現在18mで決定されている幅員を狭くする事、現道に合わせて道路の線形を変更する事をご説明いたしまして、現在、関係機関と協議を行っている状況でございます。</p> <p>また、先ほど報告事項にてお話しをさせていただきましたとおり、新田原本田地区を土地区画整理事業区域から外す動きに併せまして、地区計画、用途地域及び防火・準防火地域の設定についても協議、検討を進めております。準備が整い次第、お諮りさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>最後になりますが、本日、参考資料といたしまして、「本庄市都市計画審議会参考資料集」をお手元に配布させていただいております。都市計画決定の流れや都市計画審議会に関する条例・規則等をまとめた資料になりますので、お時間があります時に、ご一読いただければと存じます。以上でございます。</p>
事務局(課長)	<p>よろしいでしょうか。それでは、大変慎重な審議ありがとうございました。</p> <p>これもちまして、平成30年度第1回都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>